

資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

目 次

頁

1. 概要 .....	T2-添1-1
2. 基本方針 .....	T2-添1-1
3. 記載の基本事項 .....	T2-添1-1
4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	
五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備	
イ. 発電用原子炉施設の位置	
(1) 敷地の面積及び形状 .....	T2-添1-イ-1
(2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置 .....	T2-添1-イ-7
ロ. 発電用原子炉施設の一般構造	
(1) 耐震構造 .....	T2-添1-ロ-2
(i) 設計基準対象施設の耐震設計	
(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計	
(2) 耐津波構造 .....	T2-添1-ロ-73
(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計	
(ii) 重大事故等対処施設に対する耐津波設計	
(3) その他の主要な構造 .....	T2-添1-ロ-90
(i) a. 設計基準対象施設	
b. 重大事故等対処施設	
ハ. 原子炉本体の構造及び設備	
(1) 発電用原子炉の炉心 .....	T2-添1-ハ-5
(i) 構造	
(ii) 燃料体の最大挿入量	
(iii) 主要な核的制限値	
(iv) 主要な熱的制限値	
(2) 燃料体 .....	T2-添1-ハ-14
(i) 燃料材の種類	
(ii) 燃料被覆材の種類	
(iii) 燃料要素の構造	
(iv) 燃料集合体の構造	

(v) 最高燃焼度	
(3) 減速材及び反射材の種類	..... T2-添1-八-18
(4) 原子炉容器	..... T2-添1-八-19
(i) 構造	
(ii) 最高使用圧力及び最高使用温度	
(5) 放射線遮蔽体の構造	..... T2-添1-八-23
(6) その他の主要な事項	..... T2-添1-八-23

## 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備

(1) 核燃料物質取扱設備の構造	..... T2-添1-ニ-1
(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力	..... T2-添1-ニ-5
(i) 新燃料貯蔵設備	
(ii) 使用済燃料貯蔵設備	
(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力	..... T2-添1-ニ-18
(i) 使用済燃料ピット冷却装置	
(ii) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備	
(iii) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	
(iv) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	
(v) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	

## ホ. 原子炉冷却系統施設の構造及び設備

(1) 一次冷却材設備	..... T2-添1-ホ-1
(i) 冷却材の種類	
(ii) 主要な機器及び管の個数及び構造	
(iii) 冷却材の温度及び圧力	
(2) 二次冷却設備	..... T2-添1-ホ-18
(i) 冷却材の種類	
(ii) 主要な機器の個数及び構造	
(3) 非常用冷却設備	..... T2-添1-ホ-30
(i) 冷却材の種類	
(ii) 主要な機器及び管の個数及び構造	
a. 非常用炉心冷却設備	
b. 重大事故等対処設備	
(4) その他の主要な事項	..... T2-添1-ホ-163

- (i) 化学・体積制御設備
- (ii) 余熱除去設備
- (iii) 原子炉補機冷却設備
- (iv) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

ヘ. 計測制御系統施設の構造及び設備

- |                                 |       |            |
|---------------------------------|-------|------------|
| (1) 計装                          | ..... | T2-添1-^-1  |
| (i) 核計装の種類                      |       |            |
| (ii) その他の主要な計装の種類               |       |            |
| (2) 安全保護回路                      | ..... | T2-添1-^-12 |
| (i) 原子炉停止回路の種類                  |       |            |
| (ii) その他の主要な安全保護回路の種類           |       |            |
| (3) 制御設備                        | ..... | T2-添1-^-26 |
| (i) 制御材の個数及び構造                  |       |            |
| (ii) 制御材駆動設備の個数及び構造             |       |            |
| (iii) 反応度制御能力                   |       |            |
| (4) 非常用制御設備                     | ..... | T2-添1-^-31 |
| (i) 制御材の個数及び構造                  |       |            |
| (ii) 主要な機器の個数及び構造               |       |            |
| (iii) 反応度制御能力                   |       |            |
| (iv) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 |       |            |
| (5) その他の主要な事項                   | ..... | T2-添1-^-60 |
| (i) 1次冷却材温度制御設備                 |       |            |
| (ii) 加圧器制御設備                    |       |            |
| (iii) 制御棒クラスタ引抜阻止回路             |       |            |
| (iv) 警報回路                       |       |            |
| (v) 中央制御室                       |       |            |
| (vi) 制御用空気設備                    |       |            |

ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備

- |                |       |           |
|----------------|-------|-----------|
| (1) 気体廃棄物の廃棄施設 | ..... | T2-添1-ト-2 |
| (i) 構造         |       |           |
| (ii) 廃棄物の処理能力  |       |           |
| (iii) 排気口の位置   |       |           |

(2) 液体廃棄物の廃棄設備	T2-添1-ト-7
(i) 構造	
(ii) 廃棄物の処理能力	
(iii) 排水口の位置	
(3) 固体廃棄物の廃棄設備	T2-添1-ト-14
(i) 構造	
(ii) 廃棄物の処理能力	

チ. 放射線管理施設の構造及び設備

(1) 屋内管理用の主要な設備の種類	T2-添1-チ-1
(i) 放射線監視設備	
(ii) 放射線管理設備	
(iii) 遮蔽設備	
(iv) 換気設備	
(2) 屋外管理用の主要な設備の種類	T2-添1-チ-44

リ. 原子炉格納施設の構造及び設備

(1) 原子炉格納容器の構造	T2-添1-リ-2
(i) 原子炉格納容器	
(ii) 外部しゃへい建屋	
(2) 原子炉格納容器の設計圧力及び設計温度並びに漏えい率	T2-添1-リ-4
(3) 非常用格納容器保護設備の構造	T2-添1-リ-6
(i) 原子炉格納容器スプレ設備	
(ii) 重大事故等対処設備	
(4) その他の主要な事項	T2-添1-リ-206
(i) 原子炉格納容器換気設備	
(ii) アニュラス空気再循環設備	
(iii) 安全補機室空気浄化設備	
(iv) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	

ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備

(1) 常用電源設備の構造	T2-添1-ヌ-1
(i) 主発電機	
(ii) 外部電源系	

(iii) 変圧器	
(2) 非常用電源設備の構造	..... T2-添1-ヌ-14
(i) 受電系統	
(ii) ディーゼル発電機	
(iii) 蓄電池	
(iv) 代替電源設備	
(3) その他の主要な事項	..... T2-添1-ヌ-40
(i) 使用済燃料輸送容器保管建屋	
(ii) 火災防護設備	
(iii) 浸水防護設備	
(iv) 補機駆動用燃料設備	
(v) 補助ボイラ	
(vi) 非常用取水設備	
(vii) 敷地内土木構造物	
(viii) 緊急時対策所	
(ix) 通信連絡設備	

(注) 4. 五、ロ. (3) (i)a. 設計基準対象施設のうち(u)中央制御室及び(ac)緊急時対策所、  
 ハ. (5)(v) 中央制御室並びにヌ. (3) (viii) 緊急時対策所以外は、平成28年6月10  
 日付け原規規発第1606105号、平成30年8月6日付け原規規発第1808064号、平成31  
 年1月28日付け原規規発第1901282号、平成31年3月27日付け原規規発第1903272  
 号、平成31年4月26日付け原規規発第19042614号、令和元年6月21日付け原規規  
 発第1906218号、令和元年8月19日付け原規規発第1908192号及び令和2年1月24日  
 付け原規規発第2001242号にて認可された工事計画書並びに平成30年5月24日付け  
 関原発第123号にて届出した工事計画書の記載に変更はない。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(u) 中央制御室</p> <p><u>中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。</u></p>	<p>6.10 制御室</p> <p>6.10.1 通常運転時等</p> <p>6.10.1.2 中央制御室</p> <p>6.10.1.2.1 設計方針</p> <p>中央制御室及び中央制御盤は、以下の方針を満足するように設計する。</p> <p>(1) <u>原子炉施設の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の対応に必要な計測制御装置を、中央制御盤上で集中監視及び制御が行えるように設計する。</u></p>	<p>【計測制御系統施設】</p> <p>(要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>(1) 中央制御室機能</p> <p><u>中央制御室</u>（1号機設備、1・2号機共用（以下同じ。））は以下の機能を有する。</p> <p>発電用原子炉の反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備を操作する機能、発電用原子炉を安全に停止するために必要な安全保護装置及び工学的安全施設関係の操作盤を集中して設ける設計とする。</p> <p>発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況（発電用原子炉の制御棒の動作状態、発電用原子炉及び1次冷却系統に係る主要なポンプの起動・停止状態、発電用原子炉及び1次冷却系統に係る主要な弁の開閉状態）の監視及び操作する機能、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとする。</p> <p>b. 中央制御盤等</p> <p>中央制御盤は、運転コンソール及び運転指令コンソールで構成し、<u>設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、1次冷却材の圧力、温度、流量並びに加圧器水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、すべてのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御盤における監視、操作する対象を定め、プラントの通常運転、安全停止及び事故の対応に必要な盤面機器及び盤面表示（操作器、指示計、警報（計測制御系統施設、放射線管理施設及び放射性廃棄物の廃棄施設の警報装置を含む。））を有する設計とする。また、記録については、原則として記録用計算機にて記録する。</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;中略&gt;</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>6.10.1.2.2 主要設備</p> <p>(2) 中央制御室</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>中央制御室は、原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等や発電所構内の状況を昼夜にわたり把握するため遠隔操作及び暗視機能等を持った監視カメラを設置する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>なお、原子炉施設の外の状況を把握するため、以下の設備を設置する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>b. 気象観測設備等</p> <p>津波、風（台風）、竜巻等による発電所構内の状況の把握に有効なパラメータ（潮位、風向・風速等）を入手するために、気象観測設備等を設置する。</p> <p>c. FAX等</p> <p>公的機関からの地震、津波、竜巻、雷雨、降雨予報、天気図、台風情報等を入手するために、中央制御室にFAX、テレビ等を設置する。</p>	<p>c. 外部状況把握</p> <p>発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」（以下同じ。）、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））及び風向、風速その他の気象条件を測定できる気象観測設備（3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置）を設置し、監視カメラの映像、気象観測装置のパラメータ及び①公的機関から地震、津波、竜巻情報等を入手することで中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できるものとする。</p> <p>監視カメラは暗視機能等を持ち、中央制御室にて遠隔操作することにより、発電所構内の周辺状況（海側、山側）を昼夜にわたり把握できる機能を有する。</p> <p>監視カメラのうち津波監視カメラ（浸水防護施設の設備を計測制御系統施設の設備として兼用）は、地震荷重等を考慮し必要な強度を有する設計とともに、1号機、2号機、3号機及び4号機の非常用所内電源設備から給電できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p>①</p> <p>工事の計画の「公的機関から地震、津波、竜巻情報等を入手する」は手段を限定しないよう具体的に入手できる情報を記載しており設置変更許可申請書（本文）の「FAX等を設置」の手段も含んでおり、整合している。</p>	
<p>②原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する③装置を④設ける設計とする。</p>	<p>6.10.1.3 中央制御室外原子炉停止装置</p> <p>6.10.1.3.1 設計方針</p> <p>(1) 火災その他の異常な状態により、中央制御室が使用できない場合には、中央制御室外原子炉停止装置を設け、中央制御室外の適切な場所から原子炉を停止し、高温停止状態に直ちに移行し、その後、原子炉を低温停止状態に導き維持することができる設計とする。</p>	<p>(2) 中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>中央制御室外原子炉停止機能は以下の機能を有する。</p> <p>火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、現場操作等と併せて発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する②③中央制御室外原子炉停止装置を④有するとともに、操作手順を定める。</p>	<p>②</p> <p>工事の計画において「中央制御室外原子炉停止装置」は設置変更許可申請書（本文）の「原子炉施設内に設置するため整合している。</p> <p>③</p> <p>工事の計画の③は、装置を具体的に記載しており設置変更許可申請書（本文）の③と整合している。</p> <p>④</p> <p>工事の計画の「を有する」は、設置する装置の機能であり、設置変更許可申請書（本文）の「を設ける設計とする」と整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に原子炉の運転の停止その他の原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるようにするとともに、</u></p> <p><u>中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</u></p>	<p>6. 10. 1. 2. 2 主要設備 (2) 中央制御室</p> <p>中央制御室は、原子炉補助建屋内に設置し、<u>1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障が発生した場合に、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるように、これに連絡する通路及び出入りするための区域を多重化するとともに、</u></p> <p><u>中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(1) 中央制御室機能 e. 居住性の確保</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、<u>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、中央制御室の建物の気密性、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置を講じることにより発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるための機能を有するとともに連絡する通路及び出入するための区域は従事者が支障なく中央制御室に入ることができるように多重性を有するものとする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><b>【放射線管理施設】</b> (基本設計方針)</p> <p>2. 換気装置、生体遮蔽装置</p> <p>2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、<u>中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後 30 日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまても、中央制御室遮蔽（1号機設備、1・2号機共用（以下同じ。））を透過する放射線による線量、中央制御室内に取り込まれた外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室の建物の気密性並びに中央制御室空調装置（1号機設備、1・2号機共用（以下同じ。））及び中央制御室遮蔽の機能とあいまって、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に基づく被ばく評価により、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に示される 100mSv を超えない設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><b>【計測制御系統施設】</b> (要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>(1) 中央制御室機能 d. 有毒ガスに対する防護措置</p>	ている。	
				工事の計画の基本設計方針「2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」はP添1-ロ-166を再掲

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないようするとともに、運転員の過度の放射線被ばくも考慮することで、従事者が支障なく中央制御室に入れるとともに、一定期間中央制御室内にとどまって所要の操作及び措置をとることができる設計とする。</p> <p>6.10.1.2.2 主要設備 (2) 中央制御室</p> <p>＜中略＞</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>のために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（平成29年4月5日 原規技発第1704052号原子力規制委員会決定）」（以下「有毒ガス評価ガイド」という。）を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、「10.13 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、中央制御室換気設備の隔離、防護具の着用等により運転員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p> <p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>固定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に⑤侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気設備⑥等の機能とあいまって、⑦「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを⑧下回るように遮蔽を設ける。</p>	<p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気設備等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p>【放射線管理施設】 (基本設計方針)</p> <p>2. 換気装置、生体遮蔽装置</p> <p>2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽（1号機設備、1・2号機共用（以下同じ。））を透過する放射線による線量、中央制御室内に⑤取り込まれた外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室の建物の気密性並びに中央制御室空調装置（1号機設備、1・2号機共用（以下同じ。））及び⑥中央制御室遮蔽の機能とあいまって、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に基づく被ばく評価により、⑦「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に示される100mSvを⑧超えない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>【計測制御系統施設】 (要目表)</p> <p>発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあっては次の事項</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>(1) 中央制御室機能</p> <p>e. 居住性の確保</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、中央制御室の建物の気密性、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、<u>気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガスに対する換気空調設備の隔離</u>その他の適切な⑨防護措置を講じることにより運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p>⑤ 工事の計画の「取り込まれた」と設置変更許可申請書（本文）の「侵入した」は文章構成上の違いであり、整合している。</p> <p>⑥ 工事の計画の「中央制御室遮蔽」は設置変更許可申請書（本文）の「等」を具体的に記載しているため整合している。</p> <p>⑦ 工事の計画の「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に呼び込まれていることから整合している。</p> <p>⑧ 工事の計画の「超えない設計とする」と設置変更許可申請書（本文）の「下回るように遮蔽を設ける」は文章構成上の違いであり、整合している。</p> <p>⑨ 工事の計画の「防護措置を講じる」は、防護するための設備により行うものであり、設置変更許可申請書（本文）の「防護</p>	<p>工事の計画の基本設計方針「2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」はP添1-ロ-228を再掲</p>
<p>また、気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガスに対する換気空調設備の隔離その他の適切に⑨防護するための設備を設ける設計とする。</p>	<p>中央制御室は、当該操作が必要となる理由となった事象により有意な可能性をもって同時にたらされる環境条件及び原子炉施設で有意な可能性をもって同時にたらされる環境条件（地震、内部火災、内部溢水、外部電源喪失及び外部火災に伴うばい煙や有毒ガス、降下火砕物並びに有毒ガス）を想定しても、適切な措置を講じることにより運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、中央制御室の建物の気密性、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、<u>気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離</u>その他の適切な⑨防護措置を講じることにより発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるための機能を有するとともに連絡する通路及び出入するための区域は従事者が支障なく中央制御室に入ることができるように多重性を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>		<p>- T2-添1-ロ-229 -</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
⑩また、中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な⑪重大事故等対処設備を⑩設置及び保管する。	<p>6.10.2 重大事故等時 6.10.2.1 概要 <u>中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u> ＜中略＞</p>	<p>e. 居住性の確保 ＜中略＞ <u>重大事故等が発生した場合においても、⑪中央制御室空調装置（1号機設備、1・2号機共用）、中央制御室遮蔽（1号機設備、1・2号機共用）、可搬型の酸素濃度計（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））及び二酸化炭素濃度計（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））並びに可搬型照明（S A）（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））の運転員がとどまるために必要な設備により⑩中央制御室内にとどまり必要な操作を行うことができるものとする。</u> ＜中略＞</p>	<p>するための設備を設ける設計とする」と整合している。 ⑩ 工事の計画において⑩は中央制御室に設置及び保管された重大事故等対処設備により行うものであり、設置変更許可申請書（本文）の⑩と整合している。</p> <p>⑪ 工事の計画の⑪は、設置変更許可申請書（本文）の⑪を具体的に記載しており整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(ac) 緊急時対策所</p> <p><u>原子炉施設には、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）を中心制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p><u>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p> <p><u>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を</u></p>	<p>10.10 緊急時対策所</p> <p>10.10.1 通常運転時等</p> <p>10.10.1.1 概要</p> <p><u>1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は1号炉及び2号炉並びに3号炉及び4号炉中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>10.10.1.2 設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(5) <u>有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を</u></p>	<p>【緊急時対策所】</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(1) <u>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常（以下、「1次冷却材喪失事故等」という。）が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）（1号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））を1号機及び2号機並びに3号機及び4号機中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p>(3) <u>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</u></p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p><u>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計とする。</u></p> <p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中</u></p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、①適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び②発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な③設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>ることを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、「10.13 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>10.10.2 重大事故等時</p> <p>10.10.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、緊急時対策所換気設備（1号機設備、1・2・3・4号機共用）の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、それら関係要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができるよう、①適切な遮蔽設計及び換気設計を行い、居住性を確保する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>b. 情報の把握</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）において、1次冷却材喪失事故等に対処するために必要な情報及び重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる情報収集設備（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1・3・4号機に設置」、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を設置する。</p> <p>情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムを制御建屋に設置し、S P D S表示装置を緊急時対策所（緊急</p>	<p>①</p> <p>工事の計画の①は設置変更許可申請書（本文）の①を具体的に記載しており整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>時対策所建屋内)に設置する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（S P D S）及びS P D S表示装置は、計測制御系統施設の計測装置及び通信連絡設備の設備で兼用する。安全パラメータ伝送システムは、計測制御系統施設の通信連絡設備の設備で兼用する。</p> <p>c. <u>通信連絡</u></p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）には、1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するため、計測制御系統施設の通信連絡設備（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管」、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」（以下同じ。））により、発電所内の関係要員への指示を行うために必要な通信連絡及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の通信連絡設備として、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内T V会議システムを設置又は保管する。なお、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内T V会議システムについては、計測制御系統施設の通信連絡設備の設備で兼用する。</p> <p>また、1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを、専用であって多様性を備えた通信回線を使用する通信連絡設備により伝送できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（E R S S）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータの伝送ができる設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 4 通信連絡設備（1・2・3・4号機共用）</p> <p>1. 4. 1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等が発生した場合において、②発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な③通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話（固定）（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、衛星電話（携帯）（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管」（以下同じ。）、トランシーバー及び携行型通話装置を中央制御室、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）、中間建屋又は制御建屋に設置又は保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>また、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）へ重大事故等に対処するため必要なデータを伝送できる③データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）を制御建屋に一式設置し、S P D S表示装置を緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）に必要数量一式設置する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等が発生した場合において、②発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な③通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）（1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管（以下同じ。）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を中央制御室、中間建屋、制御建屋及び緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）に設置又は保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送できる③データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムを制御建屋に一式設置する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p>②設置変更許可申請書（本文）では、発電所内と発電所外の通信連絡設備を「発電所内外」と二つにまとめた構成としているが、工事の計画では「通信連絡設備（発電所内）」と「通信連絡設備（発電所外）」の二つに分けた構成としているため整合している。</p> <p>③工事の計画の「通信設備（発電所内）」「通信設備（発電所外）」「データ伝送設備（発電所内）」「データ伝送設備（発電所外）」は、設置許可申請書（本文）の③を構成するものであり整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(v) 中央制御室</p> <p>中央制御室（1号及び2号炉共用）は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。また、原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備及び①FAX等を設置し、中央制御室から原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p>	<p>1. 安全設計 1.11 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.11.11 発電用原子炉設置変更許可申請（平成27年3月17日申請）に係る安全設計の方針 第二十六条 原子炉制御室等 (原子炉制御室等) 適合のための設計方針 第1項第1号及び第1項第3号について 中央制御室は、原子炉及び主要な関連設備の運転状況並びに主要なパラメータが監視できるとともに、安全性を確保するために急速な手動操作を要する場合には、これを行うことができる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>第1項第2号について 原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等に加え、発電所構内の状況（海側、山側）を、屋外に設置した暗視機能等を持った監視カメラを遠隔操作することにより中央制御室にて昼夜にわたり把握することができる設計とする。 また、津波、竜巻等による発電所構内の状況の把握に有効なパラメータは、気象観測設備等にて測定し中央制御室にて確認できる設計とする。 さらに、中央制御室にFAX等も設置し、公的機関からの地震、津波、竜巻情報等を入手できる設計とする。</p>	<p>【計測制御系統施設】 (要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>(1) 中央制御室機能 中央制御室（1号機設備、1・2号機共用（以下同じ。））は以下の機能を有する。 発電用原子炉の反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備を操作する機能、発電用原子炉を安全に停止するために必要な安全保護装置及び工学的安全施設関係の操作盤を集中して設ける設計とする。 発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況（発電用原子炉の制御棒の動作状態、発電用原子炉及び1次冷却系統に係る主要なポンプの起動・停止状態、発電用原子炉及び1次冷却系統に係る主要な弁の開閉状態）の監視及び操作する機能、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>b. 中央制御盤等 中央制御盤は、運転コンソール及び運転指令コンソールで構成し、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、1次冷却材の圧力、温度、流量並びに加压器水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、すべてのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御盤における監視、操作する対象を定め、プラントの通常運転、安全停止及び事故の対応に必要な盤面機器及び盤面表示（操作器、指示計、警報（計測制御系統施設、放射線管理施設及び放射性廃棄物の廃棄施設の警報装置を含む。））を有する設計とする。また、記録については、原則として記録用計算機にて記録する。 更に、運転コンソールは、重大事故等時においても、設計基準対象施設と兼用する重大事故等対処設備のパラメータ及び補機類について、原則として中央制御室における監視及び操作が可能な設計とする。 安全保護装置及びそれにより駆動又は制御される機器については、バイパス状態、使用不能状態について表示すること等により運転員が的確に認知できるものとする。 重大事故等時においては、運転コンソールのみならずS A監視操作盤を用いて、原則として中央制御室における監視及び操作が可能な設計と</p>	<p>①工事の計画の「公的機関から地震、津波、竜巻情報等を入手する」は手段を限定しないよう具体的に入手できる情報を記載しており設置変更許可申請書（本文）の「FAX等」と整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>する。</p> <p>S A監視操作盤は、重大事故等の対応に必要なパラメータ（炉心の中性子束、1次冷却材の圧力、温度並びに加圧器水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、運転員に過度な負担とならないよう、S A監視操作盤における監視、操作する対象を定め、プラントの重大事故等の対応に必要な盤面機器及び盤面表示（操作器、指示計）を有する設計とする。また、記録については、原則として安全パラメータ表示システム（S P D S）（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1・3・4号機に設置」）又はS P D S表示装置（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1・3・4号機に設置」）にて記録する。</p> <p>また、S A監視操作盤は、長期の全交流動力電源喪失時においても機能を維持する設計とするとともに、長期の全交流動力電源喪失時においても中央制御室からの操作が必要な空冷式非常用発電装置を操作可能な設計とする。</p> <p>また運転コンソール及びS A監視操作盤には、運転員の監視及び操作する装置及びプラント状態を把握する装置としてVDU（Visual Display Unit）を有するものとする。</p> <p>緊急時対策所との連絡及び連携の機能にかかる情報伝達の不備や誤判断が生じないよう、緊急時対策に必要な情報について運転員を介さずとも確認できるものとする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;中略&gt;</p> <p>c. 外部状況把握</p> <p><u>発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」（以下同じ。）、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））及び風向、風速その他の気象条件を測定できる気象観測設備（3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置）を設置し、監視カメラの映像、気象観測装置のパラメータ及び①公的機関から地震、津波、竜巻情報等入手することで中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できるものとする。</u></p> <p>監視カメラは暗視機能等を持ち、中央制御室にて遠隔操作することにより、発電所構内の周辺状況（海側、山側）を昼夜にわたり把握できる機能を有する。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>②原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持するために必要な機能を有する③装置④を設ける設計とする。</p> <p>気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガスに対する換気空調設備の隔離その他の適切に⑤防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に原子炉の運転の停止その他の原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく中央制御室に入れるようになるとともに、中央</p>	<p>第2項について</p> <p>火災その他の異常な状態により、中央制御室内で原子炉停止操作が行えない場合でも、中央制御室以外の適切な場所から原子炉を急速に停止するとともに高温停止状態を維持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 中央制御室外の適切な場所に制御盤を設け、原子炉の高温停止時に操作頻度が高い機器及び原子炉トリップ後短時間に操作が必要とされる機器の操作並びに必要最小限のパラメータの監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、その他必要な機器の操作は現場において行うことができるようとする。さらに必要があれば、適切な手順を用いて原子炉を低温停止状態に導くことができる設計とする。</p> <p>6.10 制御室</p> <p>6.10.1 通常運転時等</p> <p>6.10.1.2 中央制御室</p> <p>6.10.1.2.2 主要設備</p> <p>(2) 中央制御室</p> <p>中央制御室は、原子炉補助建屋内に設置し、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障が発生した場合に、従事者が支障なく中央制御室に入れるよう、これに連絡する通路及び出入りするための区域を多重化するとともに、中央制御室内にとど</p>	<p>【計測制御系統施設】</p> <p>(要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>(2) 中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>中央制御室外原子炉停止機能は以下の機能を有する。</p> <p>火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、現場操作等と併せて発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する③中央制御室外原子炉停止装置④を有するとともに、操作手順を定める。</p> <p>【計測制御系統施設】</p> <p>(要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>(1) 中央制御室機能</p> <p>e. 居住性の確保</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、中央制御室の建物の気密性、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な⑤防護措置を講じることにより発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるための機能を有するとともに連絡する通路及び出入するための区域は従事者が支障なく中央制御室に入れるができるよう多重性を有するものとする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【計測制御系統施設】</p> <p>(要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>(1) 中央制御室機能</p> <p>e. 居住性の確保</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、中央制御室の建物の気密性、</p>	<p>②工事の計画において中央制御室外原子炉停止装置は、設置変更許可申請書（本文）の「原子炉施設」内に設置するため整合している。</p> <p>③工事の計画の③は、「装置」を具体的に記載しており、設置変更許可申請書（本文）の③と整合している。</p> <p>④工事の計画の「を有する」は、設置する装置の機能であり、設置変更許可申請書（本文）の「を設ける設計とする」と整合している。</p> <p>⑤工事の計画の「防護措置を講じる」は防護するための設備により行うものであり、設置変更許可申請書（本文）の「防護するための設備を設ける設計とする」と整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>制御室内にとどまり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるがない設計とする。</p>	<p>より必要な操作、措置を行うことができる設計とする。 ＜中略＞</p> <p>6. 10. 1. 2. 1 設計方針 ＜中略＞ (4) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」を満足するように、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないようするとともに、運転員の過度の放射線被ばくも考慮することで、従事者が支障なく中央制御室に入れるとともに、一定期間中央制御室内にとどまって所要の操作及び措置をとることが</p>	<p>遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置を講じることにより発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるための機能を有するとともに連絡する通路及び出入するための区域は従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう多重性を有するものとする。また、出入するための区域は、重大事故が発生した場合において中央制御室への汚染の持ち込みを防止するための身体サーバイ、作業服の着替え等を行うための区画を設置できるものとする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【放射線管理施設】 (基本設計方針) 2. 換気装置、生体遮蔽装置 2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、<u>中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う</u>運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後 30 日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまても、中央制御室遮蔽（1号機設備、1・2号機共用（以下同じ。））を透過する放射線による線量、中央制御室内に取り込まれた外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室の気密性並びに中央制御室空調装置（1号機設備、1・2号機共用（以下同じ。））及び中央制御室遮蔽の機能とあいまって、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に基づく被ばく評価により、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に示される 100mSv を超えない<u>設計とする。</u></p> <p>＜中略＞</p> <p>【計測制御系統施設】 (要目表) 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 d. 有毒ガスに対する 防護措置 中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行うことができる<u>設計とする。</u></p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>できる設計とする。</p> <p>6.10.1.2.2 主要設備 (2) 中央制御室 ＜中略＞</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるところがない設計とする。</p> <p>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（平成29年4月5日 原規技発第1704052号原子力規制委員会決定）」（以下「有毒ガス評価ガイド」という。）を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内外及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、「10.13 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、中央制御室換気設備の隔離、防護具の着用等により運転員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>固定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に⑥侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気設備等の機能とあいまって、⑦「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを⑧下回るように遮蔽を設ける。室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を⑨保管する設計とする。</p>	<p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気設備等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>また、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度も活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p>	<p>【放射線管理施設】 (基本設計方針)</p> <p>2. 換気装置、生体遮蔽装置</p> <p>2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽（1号機設備、1・2号機共用（以下同じ。））を透過する放射線による線量、中央制御室内に⑥取り込まれた外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室の建物の気密性並びに中央制御室空調装置（1号機設備、1・2号機共用（以下同じ。））及び中央制御室遮蔽の機能とあいまって、⑦「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）に基づく被ばく評価により、「核原料物質又は核燃料物質の製練の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に示される100mSvを⑧超えない設計とする。」</p> <p>重大事故等時の居住性に係る被ばく評価では、設計基準事故時の手法を参考にするとともに、重大事故等時に放出される放射性物質の種類、全交流動力電源喪失時の中央制御室空調装置の起動遅れ等、重大事故等時の評価条件を適切に考慮する。</p> <p>設計基準事故時及び重大事故等時において、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう計測制御系統施設の可搬型の酸素濃度計（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管）及び二酸化炭素濃度計（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管）を⑨使用し、中央制御室の居住性を確保できるようにする。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を平常時より設ける設計とし、身体サーベイの結果、運転員</p>	<p>⑥工事の計画の「取り込まれた」と設置変更許可申請書（本文）の「侵入した」は、文章構成上の違いであり、整合している。</p> <p>⑦工事の計画の「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」は、設置変更許可申請書（本文）の「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に呼び込まれていることから、整合している。</p> <p>⑧工事の計画の「超えない設計とする」は、「中央制御室空調装置」等の機能とあいまって100mSvを下回るように遮蔽を設計するものであり、設置変更許可申請書（本文）の⑧と整合している。</p>	<p>工事の計画の基本設計方針「2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」は P 添 1-~66-1 を再掲</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>中央制御室は、⑩共用することにより、プラントの状況に応じた運転員の相互融通等を⑪図ることができ、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有しながら、事故処置を含む総合的な運転管理を⑫図ることができる等、安全性が向上⑬するため、居住性に配慮した⑭設計とする。</p>	<p>6.10.1.2.1 設計方針</p> <p>(5) 中央制御室は、必要な運転コンソールについては個別に設置し、共用により運転操作に支障をきたさないよう設計する。また、中央制御室は同一スペースを共用することにより、プラントの状況や運転員の対応状況等の情報を共有しつつ、事故処置を含む総合的な運転管理を図ることができるよう居住性にも配慮した上で、安全性が向上する設計とする。</p> <p>6.10.2 重大事故等時</p> <p>6.10.2.1 概要</p> <p>中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員が</p>	<p>の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サービスを行う区画に隣接して平常時より設ける設計とする。これらの対応に必要な資機材の管理については、保安規定に定める。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【計測制御系統施設】</p> <p>(要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>(1) 中央制御室機能</p> <p>a. 中央制御室の共用</p> <p>中央制御室は、制御建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とともに、プラントの状況に応じた運転員の相互融通等を⑪考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとし、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有又は考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む）⑫をすることで安全性の向上⑬を図り、1号機及び2号機で⑩共用⑭できるものとする。また、各号機の制御盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号機の監視・操作中に、他号機のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>(1) 中央制御室機能</p> <p>e. 居住性の確保</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>⑨工事の計画の「使用し」は活動に支障のない範囲にあることを把握できる設計としたものを保管し使用するため、設置変更許可申請書（本文）の「保管する設計とする」と整合している。</p> <p>⑩工事の計画の「共用できる」は設置変更許可申請書（本文）の「共用することにより」と同義であり整合している。</p> <p>⑪工事の計画の「⑪」は考慮した設計を行うことであり、設置変更許可申請書（本文）の「⑪」と整合している。</p> <p>⑫工事の計画の「⑫」は運用を行うことであり、設置変更許可申請書（本文）の「⑫」と整合している。</p> <p>⑬工事の計画の「⑬」は設置変更許可申請書（本文）の「⑬」と同義であり整合している。</p> <p>⑭工事の計画の「⑭」は設計を行うことであり、設置変更許可申請書（本文）の「⑭」と整合している。</p> <p>⑮工事の計画において</p>	<p>備考</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
員がとどまるために必要な⑯重大事故等対処設備を⑮設置及び保管する。	とどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。	重大事故等が発生した場合においても、⑯中央制御室空調装置（1号機設備、1・2号機共用）、中央制御室遮蔽（1号機設備、1・2号機共用）、可搬型の酸素濃度計（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））及び二酸化炭素濃度計（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））並びに可搬型照明（S.A.）（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））の運転員がとどまるために必要な設備により⑯中央制御室内にとどまり必要な操作を行うものとする。 ＜中略＞	「⑯」は中央制御室に設置及び保管された重大事故等対処設備により行うものであり、設置変更許可申請書（本文）の「⑯」と整合している。	⑯工事の計画の「⑯」は設置変更許可申請書（本文）の「⑯」を具体的に記載しており整合している。
⑰重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。	6. 10. 2. 2 設計方針  重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。 ＜中略＞	【放射線管理施設】 (基本設計方針) 2. 換気装置、生体遮蔽装置 2. 2 換気設備 ＜中略＞	⑰設置変更許可申請書（本文）は概要の書き出しであり、詳細は後段に示す。	⑰工事の計画の「⑰」と設置変更許可申請書（本文）の「⑰」は文章構成の違いであり、整合している。
⑱重大事故等対処設備（居住性の確保）として、重大事故等時において中央制御室換気設備は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。	重大事故等時において、中央制御室換気設備は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。	⑲中央制御室換気設備は、重大事故等時を含む事故時において、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式を構成することにより、運転員を被ばくから防護する設計とする。 ＜中略＞		
中央制御室遮蔽は、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設	中央制御室遮蔽は、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。	【計測制御系統施設】 (要目表) 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 e. 居住性の確保 ＜中略＞	重大事故等が発生した場合においても、中央制御室空調装置、中央制御室遮蔽（1号機設備、1・2号機共用）、可搬型の酸素濃度計（1号機設備、1・2号機共用）、可搬型の酸素濃度計（1号機設備、1・2号機共用）が設置される。	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
する。	<p><u>2号機共用、1号機に保管（以下同じ。）及び二酸化炭素濃度計（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。）並びに可搬型照明（S A）（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。）の運転員がとどまるために必要な設備により中央制御室内にとどまり必要な操作を行うことができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p><b>【放射線管理施設】</b></p> <p>（基本設計方針）</p> <p>2. 換気装置、生体遮蔽装置</p> <p>2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、<u>中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまても、中央制御室遮蔽（1号機設備、1・2号機共用（以下同じ。））を透過する放射線による線量、中央制御室内に取り込まれた外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室の建物の気密性並びに中央制御室空調装置（1号機設備、1・2号機共用（以下同じ。））及び中央制御室遮蔽の機能とあいまって、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に基づく被ばく評価により、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に示される100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p><u>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室換気設備及び中央制御室遮蔽の機能とあわせて、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の同時被災を考慮しても、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、⑩室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる⑪設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の環境が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。⑫照明については、可搬型照明（S A）により確保できる設計とする。</u></p> <p>照明については、可搬型照明（S A）により確保できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>2. 2 換気設備</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p>工事の計画方針「2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」はP添1-67を再掲</p> <p>⑩工事の計画の「中央制御室の」は、設置変更許可申請書（本文）の「室内の」を具体的に記載しており整合している。</p> <p>⑪工事の計画の「使用しは活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計としたものを使用するため、設置変更許可申請書（本文）の「設計とする」と整合している。</p>		
<p><u>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室換気設備及び中央制御室遮蔽の機能とあわせて、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の同時被災を考慮しても、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、⑩室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる⑪設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の環境が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</u></p> <p><u>照明については、可搬型照明（S A）により確保できる設計とする。</u></p>	<p><u>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室換気設備及び中央制御室遮蔽の機能とあわせて、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の同時被災を考慮しても、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、⑩室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる⑪設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の環境が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</u></p> <p><u>照明については、可搬型照明（S A）により確保できる設計とする。</u></p>	<p>⑩工事の計画の「中央制御室の」は、設置変更許可申請書（本文）の「室内の」を具体的に記載しており整合している。</p> <p>⑪工事の計画の「使用しは活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計としたものを使用するため、設置変更許可申請書（本文）の「設計とする」と整合している。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーバイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。<sup>②①</sup>また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、照明については、可搬型照明（S A）により確保<sup>②①</sup>できる設計とする。身体サーバイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーバイを行う区画に隣接して設けることができるよう考慮する。</p> <p>中央制御室換気設備及び可搬型照明（S A）は、ディーゼル</p>	<p>外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【計測制御系統施設】 (要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 e. 居住性の確保</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、中央制御室空調装置（1号機設備、1・2号機共用）、中央制御室遮蔽（1号機設備、1・2号機共用）、可搬型の酸素濃度計（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））及び二酸化炭素濃度計（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））並びに<sup>②①</sup>可搬型照明（S A）（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））の運転員がとどまるために必要な設備により中央制御室内にとどまり必要な操作を行うことができるものとする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【放射線管理施設】 (基本設計方針)</p> <p>2. 換気装置、生体遮蔽装置</p> <p>2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーバイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、可搬型照明（S A）、空冷式非常用発電装置、燃料油貯油そう、タンクローリー及び空冷式非常用発電装置用給油ポンプを使用する。</p> <p>照明については、可搬型照明（S A）により確保できる設計とする。</p> <p>身体サーバイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーバイを行う区画に隣接して設けることができるよう考慮する。</p>	<p>②①工事の計画の<sup>②①</sup>は照明を確保できるよう設計された可搬型照明（S A）により行うことができるものであり、設置変更許可申請書（本文）の<sup>②①</sup>と整合している。</p> <p>②②工事の計画の内容と設置変更許可申請書（本文）との文章構成の違いによるものであるため、工事の計画の内容は設置許可申請書（本文）と整合している。</p> <p>②③工事の計画の<sup>②③</sup>は確保できる設計とされたものを使用するため、設置許可申請書（本文）の<sup>②③</sup>と整合している。</p>		工事の計画の基本設計方針「2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」はP添1~70を再掲

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>②重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アニュラス循環排気ファンは、原子炉格納容器からアニュラスへ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アニュラス循環排気フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。アニュラス循環排気ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。また、A系アニュラス循環排気系の弁は、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ボンベ（アニュラス排気弁等作動用）により開操作できる設計とする。</p>	<p>員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設けることができるよう考慮する。</p> <p>可搬型照明（SA）は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>〈中略〉</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アニュラス循環排気ファン、アニュラス循環排気フィルタユニット及び窒素ボンベ（アニュラス排気弁等作動用）を使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>アニュラス循環排気ファンは、原子炉格納容器からアニュラスへ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アニュラス循環排気フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。アニュラス循環排気ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。また、A系アニュラス循環排気系の弁は、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ボンベ（アニュラス排気弁等作動用）により開操作できる設計とする。</p>	<p>設計とする。中央制御室空調装置、可搬型照明（SA）及びアニュラス空気再循環設備は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>【原子炉格納施設】 (基本設計方針)</p> <p>2. 圧力低減設備その他の安全設備</p> <p>2. 7 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>②放射性物質の濃度低減として、アニュラス循環排気ファンは、設計基準対象施設としてのアニュラスの負圧達成能力及び負圧維持能力を使用することにより、原子炉格納容器からアニュラスへ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アニュラス循環排気フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アニュラス循環排気ファンは、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。また、A系アニュラス循環排気系の弁は、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ボンベ（アニュラス排気弁等作動用）により開操作できる設計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 計測制御系統施設</p> <p>1. 5 制御用空気設備（容器）</p> <p>1. 5. 3 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>運転員が中央制御室にとどまるための設備のうち、A系アニュラス循環排気系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ボンベ（アニュラス排気弁等作動用）により開操作できる設計とする。</p>	<p>工事の計画の②は、設置変更許可申請書（本文）の②と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>格納容器排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備</p> <p>〈中略〉</p> <p>【放射線管理施設】 (基本設計方針)</p> <p>2. 換気装置、生体遮蔽装置</p> <p>2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 　　&lt;中略&gt; 　　中央制御室と身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画の照明は、計測制御系統施設の可搬型照明（S A）（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））を使用する。<u>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、②原子炉格納施設のアニュラス空気再循環設備により、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減できる設計とする。</u> 中央制御室空調装置、可搬型照明（S A）及び<u>④アニュラス空気再循環設備は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</u> 　　&lt;中略&gt;</p> <p>【計測制御系統施設】 (要目表)</p> <p>(1) 中央制御室機能</p> <p>e. 居住性の確保 　　&lt;中略&gt; 　　重大事故等が発生した場合においても、中央制御室空調装置（1号機設備、1・2号機共用）、中央制御室遮蔽（1号機設備、1・2号機共用）、可搬型の酸素濃度計（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））及び二酸化炭素濃度計（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））並びに可搬型照明（S A）（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））の運転員がとどまるために必要な設備により中央制御室内にとどまり必要な操作を行うことができるものとする。<u>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、⑤アニュラス空気再循環設備により、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減できる設計とする。</u> 　　&lt;中略&gt;</p> <p>【原子炉格納施設】 (基本設計方針)</p> <p>2. 圧力低減設備その他の安全設備</p> <p>2. 7 運転員が中央制御室にとどまるための設備 　　〈中略〉 　　格納容器空調装置を構成する格納容器排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対</p>	<p>工事の計画の②は、設置変更許可申請書（本文）の④として使用する設備であり、整合している。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>⑯中央制御室及び中央制御室遮蔽は、<u>プラントの状況に応じた運転員の相互融通等を考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む。）をすることで、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用⑰する設計とする。</u></p> <p><u>各号炉の制御盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号炉の監視・操作中に、他方の号炉のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</u></p> <p>中央制御室遮蔽は、「チ. (1) (iii) 遮蔽設備」に記載する。</p> <p>⑱アニュラス空気再循環設備は、「リ. (4) (ii) アニュラス空気再循環設備」に記載する。</p> <p>中央制御室換気設備は、「チ. (1) (iv) 換気設備」に記載する。</p>	<p>としての設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、アニュラス循環排気ファンの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「10.2代替電源設備」にて記載する。</p> <p>6.10.2.2.3 共用の禁止</p> <p>〈中略〉</p> <p>中央制御室及び中央制御室遮蔽は、<u>プラントの状況に応じた運転員の相互融通等を考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む。）をすることで、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</u></p> <p><u>各号炉の制御盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号炉の監視・操作中に、他方の号炉のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</u></p> <p>〈中略〉</p>	<p>処設備としての設計を行う。</p> <p>【計測制御系統施設】</p> <p>(要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>a. 中央制御室の共用</p> <p>⑯中央制御室は、制御建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とするとともに、<u>プラントの状況に応じた運転員の相互融通等を考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとし、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有又は考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む）をすることで安全性の向上を図り、1号機及び2号機で共用できるものとする。また、各号機の制御盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号機の監視・操作中に、他号機のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</u></p> <p>〈中略〉</p>	<p>⑯工事の計画の⑯は、原子炉補助建屋内への設置を示しており設置変更許可申請書（本文）の⑰と整合している。</p> <p>⑰工事の計画の⑰は共有する設計を行うことにより共用できるものであり、設置変更許可申請書（本文）の⑰と整合している。</p> <p>中央制御室遮蔽については設置変更許可申請書（本文）「チ. (1) (iii) 遮蔽設備」に示す。</p> <p>⑱アニュラス空気浄化設備については設置変更許可申請書（本文）「リ. (4) (ii) アニュラス空気浄化設備」に示す。</p> <p>中央制御室換気設備については設置変更許可申請書（本文）「チ. (1) (iv) 換気設備」に示す。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>空冷式非常用発電装置は、「<u>3.(2)(iv)代替電源設備</u>」に記載する。</p> <p><u>酸素濃度計（1号及び2号炉共用）</u> 個数 1（予備2）</p> <p><u>二酸化炭素濃度計（1号及び2号炉共用）</u> 個数 1（予備2）</p> <p>②酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] <u>可搬型照明（S A）（1号及び2号炉共用）</u> 個数 11（予備1）</p>	<p>第6.10.2.2表 中央制御室（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様 (2) 酸素濃度計（1号及び2号炉共用） 測定範囲 0～25% 個数 1（予備2）</p> <p>(3) 二酸化炭素濃度計（1号及び2号炉共用） 測定範囲 0～1% 個数 1（予備2）</p> <p>(1) 可搬型照明（S A）（1号及び2号炉共用） 個数 11（予備1）</p>	<p>【計測制御系統施設】 (要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 e. 居住性の確保 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入り出すための区域は、1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、 &lt;中略&gt; ②重大事故等が発生した場合においても、中央制御室空調装置（1号機設備、1・2号機共用）、中央制御室遮蔽（1号機設備、1・2号機共用）、可搬型の酸素濃度計（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））及び二酸化炭素濃度計（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））並びに可搬型照明（S A）（1号機設備、1・2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））の②運転員がとどまるために必要な設備により中央制御室内にとどまり必要な操作を行うことができるものとする。 &lt;中略&gt; 室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることは、可搬型の酸素濃度計（個数1（予備2））及び二酸化炭素濃度計（個数1（予備2））により把握できるものとし、重大事故等時に中央制御室の制御盤での操作及び重大事故等時に身体サーベイ及び作業服の着替え等に必要な照度の確保は可搬型照明（S A）（個数11（予備1））によりできるものとする。</p>	<p>空冷式非常用発電装置について設置変更許可申請書（本文）「<u>3.(2)(iv)代替電源設備</u>」に示す。</p> <p>②工事の計画の②と設置変更許可申請書（本文）の②は文章構成の違いであり、整合している。</p>	